

## 障害福祉サービス等における報酬改定の横断的事項

### I 共通事項

#### 1 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

##### 変更点：公認心理師を新たに有資格者として評価

##### イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算

##### ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算

#### 【参考】公認心理師とは

##### 1 定義

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、次の①から④に掲げる行為を行うことを業とする者

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、心理に関する相談及び助言、指導等
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導等
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

##### 2 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

##### 3 資格取得方法

文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「主務大臣が」）が実施する公認心理師試験（指定試験機関：一般財団法人日本心理研修センター）を受験し、合格後、指定登録機関（一般財団法人日本心理研修センター）に登録手続きを行う。

##### 4 受験資格

- ①大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ②大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等

## 2 各種減算の見直し

### (1) サービス提供職員欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

### (2) サービス管理責任者欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

### (3) 個別支援計画未作成減算

- ①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定

## 3 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続

## 4 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の見直し

○自動車維持費等が減少していることから一定の適正化の実施（単位の減）

生活介護における送迎は、一定条件を満たす場合（重度者等を送迎の場合）、更に評価

送迎加算（Ⅰ）	<u>21 単位／回</u>
送迎加算（Ⅱ）	<u>10 単位／回</u>
送迎加算（Ⅱ）※生活介護の上乗せ分	<u>28 単位／回</u>

○同一敷地内の送迎については、同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物同一敷地内との間で送迎を行った場合は、同一敷地内の送迎者のみについて加算がなされる前の単位数の70%を算定

## 5 身体拘束廃止未実施減算【新設】

身体拘束等の適正化を図るため、基準省令に定める記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を県に提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算 5単位/日

## 6 公立減算の取扱い

施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き減算の取り扱いを維持

## 7 地域区分の見直し

現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分への見直し

平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

級地	該当市町
1級地（20%）	
2級地（16%）	
3級地（15%）	芦屋市
4級地（12%）	神戸市、西宮市、宝塚市
5級地（10%）	尼崎市、川西市、三田市
6級地（6%）	明石市、伊丹市、猪名川町
7級地（3%）	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市 稲美町、播磨町
8級地（0%）	上記以外の市町

## II 日中活動系サービス（生活介護）

### 1 常勤看護職員等配置加算の拡充（加算Ⅱの創設）

#### （1）加算Ⅱの適用条件

以下の①及び②の条件を満たすこと。

- ①看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を常勤換算で2以上の配置した場合
- ②別表の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れの場合（開所日ごとの実績を持って算定の可否を判断すること）

別表 判定スコア (スコア)	
(1)	レスピレーター管理 = 8
(2)	気管内挿管、気管切開 = 8
(3)	鼻咽頭エアウェイ = 5
(4)	酸素吸入 = 5
(5)	1回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
(6)	ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
(7)	IVH = 8
(8)	経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
(9)	腸ろう・腸管栄養 = 8
(10)	接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
(11)	継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
(12)	定期導尿(3/日以上) = 5
(13)	人工肛門 = 5

## (2) 加算の単位

加算区分	配置加算 (I)	配置加算 (II)
看護職員の配置数	常勤換算で1人以上	常勤換算で2人以上
利用定員が20人以下	28 単位/日	56 単位/日
利用定員が21人以上40人以下	19 単位/日	38 単位/日
利用定員が41人以上60人以下	11 単位/日	22 単位/日
利用定員が61人以上80人以下	8 単位/日	16 単位/日
利用定員が81人以上	6 単位/日	12 単位/日

※看護職員とは、保健師又は看護師若しくは准看護師をいう

## 2 開所時間減算の見直し

(1) 運営規程に定める営業時間(送迎のみを行う時間は含まない)が6時間未満の場合

- ①開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算定
- ②開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定

## (2) 短時間利用減算【新設】

### ①減算要件

利用時間が5時間未満の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合、各種加算がなされる前の単位数の70%を算定

### ③留意事項

- ・「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること
- ・遠方からの利用者など送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除くこと
- ・利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用となった利用者を除くこと

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案

された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けること

- ・ 特例的に短時間開所の日を設けている場合等については、運営規程に営業時間を明示した上で、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えないこと

#### ④算出方法

以下の方法により、算出した割合が 100 分の 50 以上である場合に、短時間利用減算を適用

- ア 各利用者について、前 3 月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日 1 日当たりの平均利用時間を算出
- イ 当該月における、アにより算出した平均利用時間が 5 時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

### 3 重度障害者支援加算【新設】

#### (1) 算定要件

- ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしておき、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算算定
- ②強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。
- ③利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」）を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定
- ③体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象  
個別の支援の評価については、基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として 4 時間程度は従事する必要があることに留意すること。
- ④当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 700 単位の加算となるが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したもの
- ⑤行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。

#### 4 リハビリテーション加算の見直し

##### (1) リハビリテーション加算（Ⅰ） 48 単位／日

※対象：頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている者

##### (2) リハビリテーション加算（Ⅱ） 20 単位／日

※対象：加算（Ⅰ）に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者

##### (3) 留意事項

リハビリテーション加算（Ⅰ）の対象者は、疾患名等を問うものではなく、四肢麻痺の状態にある者を想定しており、身体障害者手帳の記載や医師意見書の内容等から判断するものとする

#### 5 就労移行支援体制加算【新設】

##### (1) 趣旨

生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、一般就労後6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設

利用定員が 20 人以下	42 単位／日
利用定員が 21 人以上 40 人以下	18 単位／日
利用定員が 41 人以上 60 人以下	10 単位／日
利用定員が 61 人以上 80 人以下	7 単位／日
利用定員が 81 人以上	6 単位／日

##### (2) 算定要件

- ①生活介護事業所等における生活介護等を受けた後就労（就労継続支援A型事業所等への移行を除く）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」）が前年度において1人以上いる場合、1日につき当該生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算
- ②「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者（例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者）

### Ⅲ 訓練系サービス（自立訓練【機能訓練・生活訓練】）

#### 1 対象者等の見直し

- (1) 訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能
- (2) 視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施できるよう見直し
- (3) 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準を廃止

#### 2 生活訓練サービス費（Ⅱ）の見直し

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①所要時間1時間未満      | <u>248 単位/日</u> |
| ②所要時間1時間以上      | <u>570 単位/日</u> |
| ③視覚障害者に対する専門的訓練 | <u>732 単位/日</u> |

#### 3 リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

- (1) リハビリテーション加算（Ⅰ） 48 単位/日

※対象：頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であつてリハビリテーション実施計画が作成されている者

- (2) リハビリテーション加算（Ⅱ） 20 単位/日

※対象：加算（Ⅰ）に規定する障害者以外の障害者であつて、リハビリテーション実施計画が作成されている者

#### (3) 留意事項

リハビリテーション加算（Ⅰ）の対象者は、疾患名等を問うものではなく、四肢麻痺の状態にある者を想定しており、身体障害者手帳の記載や医師意見書の内容等から判断するものとする

#### 4 個別計画訓練支援加算【新設】（生活訓練）

##### (1) 趣旨

利用者の障害特性や生活環境等に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算 19 単位/日

##### (2) 留意事項

個別計画訓練支援加算に係る訓練は、自立訓練（生活訓練）の個別支援計画の一環として行われるものであるが、特に地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間の中で重点的に個別の訓練を行うものであるため、計画の様式を問うものではないが、個別支援計画とは別に、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価を伴う個別訓練実施計画が必要。

### (3) 具体的な取り扱い

- ①個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。
- ②次項③により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。
- ③個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。
  - ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。  
また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
  - イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。  
なお、この場合にあつては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあつても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとする。  
また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  
なお、カンファレンスの結果必要と判断された場合は、関係の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。
  - ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。  
その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。
  - エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと

## 5 精神障害者地域移行特別加算【新規】

### (1) 対象者の要件

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて、退院してから1年以内の者であること

また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当



たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする

なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定可能

## （2）施設要件

事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。

また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること

## （3）支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うこと

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成
- イ 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）
- ウ 対象利用者との定期及び随時の面談
- エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- オ その他必要な支援

## 6 強度行動障害者地域移行特別加算【新規】

### （1）対象者の要件

障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第2に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者（以下「強度行動障害を有する者」）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。

また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとする

なお、1年以上障害者支援施設等又は障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算算定可

**(2) 施設要件**

以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること

- (ア) 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること
- (イ) 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること

**7 社会生活支援特別加算【新規】****(1) 対象者の要件**

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、自立訓練(機能訓練)事業所等を利用することになった者

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)等を利用することになった場合、指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象

**(2) 施設要件**

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましいこと

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする

**(3) 支援内容**

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うこと

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

## 8 就労移行支援体制加算【新設】（機能訓練・生活訓練）

### （1）趣旨

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、一般就労後6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設

加算区分	機能訓練の場合	生活訓練の場合
利用定員が20人以下	57単位/日	54単位/日
利用定員が21人以上40人以下	25単位/日	24単位/日
利用定員が41人以上60人以下	14単位/日	13単位/日
利用定員が61人以上80人以下	10単位/日	9単位/日
利用定員が81人以上	7単位/日	7単位/日

### （2）算定要件

- ① 自立訓練事業所等において自立訓練等を受けた後就労（就労継続支援A型事業所等への移行を除く）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」）が前年度において1人以上いる場合、1日につき当該生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算
- ② 「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者（例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者）

## 9 特別地域加算【新設】（機能訓練・生活訓練）

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問について、移動コストを勘案することとし、中山間地域等の居宅を訪問する際のコストを評価する加算を創設 +15/100

## IV 施設系サービス（施設入所支援）

### 1 夜勤職員配置体制加算の見直し

夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げ

利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>60 単位／日</u>
利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>48 単位／日</u>
利用定員が 61 人以上	<u>39 単位／日</u>

### 2 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

平成 27 年 3 月 31 日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成 31 年 3 月 31 日まで延長

### 3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わないこと